

『国際関係論研究』 投稿規定

2011年11月
『国際関係論研究』編集委員会

『国際関係論研究』投稿規定

1. 本誌投稿資格者は原則として国際関係論研究会会員とする。
2. 投稿原稿は「編集委員会」が厳重に審査・編集する。
3. 投稿原稿は400字詰め原稿用紙100枚を一応の目安とする。横書き400字詰め原稿用紙使用、脚注は論文末尾に一括する。なお脚注記述の方法は執筆者の自由とするが、東京大学教養学部教養学科第三編「卒業論文執筆必携」に準拠することが望ましい。但し、書評、書評論文は以上の限りではない。
4. 本誌掲載の論文の用語は原則として和文、英文いずれかとする。
5. 和文投稿原稿の場合には、論文題目英訳、及びダブル・スペース2枚の論文要旨を要する。
6. 掲載論文については抜刷り10部を進呈する。これを越える部数の抜刷りについては実費負担とする。
7. 投稿先は、「153-8902 東京都目黒区駒場 3-8-1 東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻気付、『国際関係論研究』編集委員会」、とする。

※投稿規定の補足

1. 原稿は、原則として随時、募集しております。
2. ただし、一応の目安として、次のような締切を設けることにしました。
第1期締切 9月末（掲載決定の原稿が多ければ、年度途中で刊行）
第2期締切 12月末（従来どおり年度末に刊行）
3. 掲載が決定した場合には、求めに応じて、掲載決定証明書を発行します。
4. 編集委員会の判断で、原稿の投稿を会員に依頼することがあります。
5. 上記規定の5に掲げてある和文論文の英文題目と英文要旨の提出は、掲載決定後でも良いものとします。
6. 投稿原稿の審査結果は、原則として2ヶ月以内に通知します。その際、論文の修正と再提出を求めることがあります。
7. 投稿原稿の審査は、編集委員会の責任で厳正かつ公平におこなわれています。審査委員は必ず複数です。審査委員には、著者名が分からないようにして投稿原稿の審査をお願いしています。投稿者が院生会員の場合は、指導教官を審査委員に含めていません。審査委員のコメントは、匿名で投稿者にお知らせします。